

秘密保持に関する規約

公益財団法人日本非営利組織評価センター
理事長佐藤大吾

本規約は、申込団体（以下「貴団体」といいます。）が、公益財団法人日本非営利組織評価センター（以下「JCNE」といいます。）にグッドギビングマーク審査を申し込むにあたり、グッドギビングマーク審査及びその認証（以下「本件業務」といいます。）に関連して互いに相手方に対して開示する情報の取扱いについて定めるものです。貴団体は、本規約に従って、グッドギビングマーク審査および認証を受けることができます。

（秘密情報）

第1条 本規約において「秘密情報」とは、本件業務に関連して、貴団体又は JCNE の一方（以下「開示者」といいます。）が相手方（以下「受領者」といいます。）に対して、書面、口頭又は電磁的記録媒体その他の方法により開示する技術上、営業上、その他一切の情報をいいます。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報には含まれないこととします。

- 一 秘密保持義務を負うことなく開示時点において受領者がすでに保有している情報
- 二 秘密保持義務を負うことなく、正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- 三 開示時点において公知であった情報
- 四 開示を受けた後、受領者の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- 五 開示を受けた情報によらず、受領者が独自に開発した情報

3 貴団体及び JCNE は、秘密情報を、本件業務を実施するために必要な範囲を超えて利用してはけません。

（秘密保持義務）

第2条 受領者は、秘密情報を現に秘密として保持し、事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示し又は漏洩してはなりません。ただし、受領者は、本件業務の履行に必要な範囲において、自己の役員又は職員、審査員等（本件業務に関連する業務を JCNE から委託された者に限る）並びに自己が依頼した弁護士、公認会計士その他のアドバイザー（以下「役職者」等といいます。）に対して秘密情報を開示することができます。

2 受領者は、役職員等に秘密情報を開示する場合、当該役職員等に対して、本規約に基づき自己が負う秘密保持義務と同等以上の義務を課さなければならず、役職員等が当該義務に違反した場合、受領者が本規約上の秘密保持義務に違反したものとみなします。

3 第1項の規定にかかわらず、受領者は、法令、裁判所、行政庁又は規制権限を有する公的機関の規則、裁判、命令、指示等により、秘密情報の開示を要求される場合、必要な範囲で秘密情報を開示することができる。ただし、受領者は、当該開示を行った場合、可能な限り事前に、又はやむを得ない場合には事後直ちに、当該要求および開示にかかる事実を開示者に対して通知する。

（第三者提供）

第3条 受領者は、開示者の書面による同意がある場合及び以下の場合を除き、秘密情報を第三者に提供してはなりません。

- 一 法令に基づく場合
- 二 秘密情報の取扱いの一部を委託する場合

2 受領者は、前項第一号に基づき秘密情報を第三者に提供する場合、実務上可能な限り早い時期に、その旨を開示者に通知しなければなりません。

3 JCNE は、第1項の定めにかかわらず、次の各号に掲げる貴団体の秘密情報及び関連する情報を JCNE の会員団体（グッドギビングマークに関する助成団体及び支援先団体を含みますがこれに限ら

れません) に対して開示することができます。この場合、JCNE は当該団体に対して、本規約第 2 条と同等以上の秘密保持義務を遵守させることとします。

- 一 貴団体の申込状況 (申込済み、申込のキャンセル、審査中、審査結果通知済みなどの状況を含む)
- 二 貴団体の申込情報の全て (申込時に提供した団体概要、活動内容などを含むがこれに限られない)
- 三 貴団体に対するグッドギビングマーク審査の結果 (審査の合格及び不合格)
- 四 前号の判断の理由及びその根拠となる情報
- 五 貴団体がグッドギビングマークのステータスを移動した場合において、その移動の事実及び移動の理由